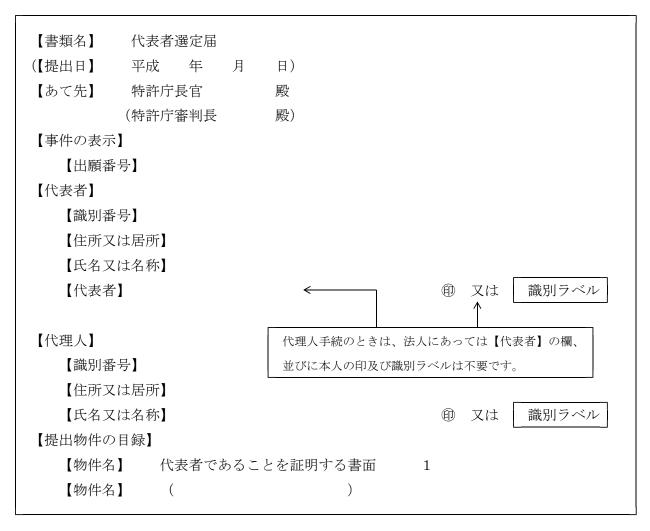
Ⅲ 代表者選定届

2人以上の者が共同して手続をした場合において、特許法第14条ただし書の規定による代表者 選定の届出をするときは、願書等にその旨を記載するか、届出書にその旨を記載し、その事実を 証明する書面を提出します(特施規8)。

届出書によるときは、次の様式により作成します。

特施規様式第4(第8条関係)



[備 考]

- 1 「【あて先】」は、審判に係属中の場合は特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
- 2 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。
 - イ 「【出願番号】」には、「特願〇〇〇一〇〇〇〇〇」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
 - ロ 国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を、「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○/○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載する。
 - ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設け

て、「不服〇〇〇一〇〇〇〇〇」のように当該審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」 には、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番 号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。

3 「代表者であることを証明する書面」は、なるべく次の文例により作成する。 (文 例)

代表者選定証

平成 年 月 日

住 所 (居所)

代表者 殿

住 所(居所)

特許出願人

(1)

住 所 (居所)

特許出願人

(FI)

下記の発明に関する手続については、貴殿を代表者に選定したことに相違ありません。 記

- 1 事件の表示
- 2 発明の名称
- 4 第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示(特許権に係るものにあっては、特許番号、書類名及びその提出日)を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示(特許権に係るものにあっては、特許番号、書類名及びその提出日)を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで、23から26までと同様とする。